

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

「重要事項説明書」

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令第 7 号第 25 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

事業者の名称	社会福祉法人 緑山会
法人所在地	周南市大字須々万本郷28番地の1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 齋藤 淳
電話番号	0834-88-2208

2、ご利用施設

施設の名 称	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム友愛園(従来型)
施設の所在地	周南市大字須々万本郷28番地の1
施設長名	田中 竜太
電話番号	0834-88-2208
F A X 番号	0834-88-2336

3、業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は要支援・要介護状態になっても利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営まれるよう適切な介護サービスを提供し利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。
施設運営の方針	施設サービスを提供するに当たっては、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたって行なうとともに、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設との連携に努めます。

4、施設の概要

(1)敷地及び建物

敷地	9,213,32㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建(耐火建築)
	延べ床面積	4,564,84㎡
	利用定員	95名(従来型60名、ユニット型30名、ショートステイ5名)

(2)居室

居室の種類	部屋数	面積	定員
多床棟1人部屋	9室	330.6㎡	入居者60名 + ショートステイ5名 (入居)従来型多床室56名 (入居)従来型個室4名 (SS)ショートステイ5名(従来型個室)
従来型(4人部屋)	14室	100.6㎡	
ユニット型	30室	468.2㎡	入居者30名 3ユニット(1ユニット10名)

(3)主な設備(建物全体)

設備の種類	数	面積
食堂兼リビング	5	296.59㎡
浴室	4	117.48㎡
医務室	1	12.3㎡
特殊浴槽	2台	
多目的ホール	1	54.78㎡
機能訓練室	1	105.75㎡
交流センター	1	198.72㎡

5、職員体制(主たる職員) 2025.4.1 現在

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	従業者の指定基準
		常勤		非常勤			
		専任	兼任	専任	兼任		
施設長	1		1			1	1
医師	2				2		
生活相談員	2	1	1			1	1
看護職員	5		5			5	3
介護職員	33	25		8		30	22
機能訓練指導員	1		1				1
介護支援専門員	1		1			1	1
管理栄養士	1		1			1	1
調理員	5	1		4			

6、職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務体制(8:30~17:30)常勤で勤務
医師	火曜・金曜日(13:30~14:30)非常勤
生活相談員	正規の勤務体制(8:30~17:30)常勤で勤務
介護職員	早出①(7:00~16:00) 早出②(7:30~16:30) 遅出(9:00~18:00) 特遅(10:00~19:00) 準深夜(16:30~9:30)
看護職員	早出(7:30~16:00) 遅出(10:00~18:30)
機能訓練指導員	(8:30~17:30)
介護支援専門員	(8:30~17:30)
管理栄養士	(8:30~17:30)

7、施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士が栄養と利用者の身体状況に配慮した献立と、行事食を提供します。 (食事時間) 朝食 7:40 昼食 11:40 夕食 17:10 ※自立支援のため、基本的に食事は食堂でとっていただきます。 (希望や身体状態によって居室での食事は可能です) ※食事時間は衛生管理上、調理から2時間以内とさせていただきます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて個人のプライバシーを尊重した上で、適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても援助を行ないます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ショートステイの利用期間に合わせた入浴をおこないます。 ※身体状況にあわせた入浴方法が可能です。 個別浴槽…立ち上がりや座位が可能な方 特殊浴槽…寝たきりの状況でも機械浴槽で入浴可能です。

日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当介護支援専門員の計画書に沿った生活を目指します。 ・ 日常生活動作の中で、身体機能の維持・改善を図ります。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供中に、利用者ご本人に体調不良が起こった場合、原則としてご家族の方に病院への受診をお願いします。 ・ 発熱、病状等によって当施設では対応できないことがあります。 (新型コロナ、インフルエンザ・ノロウィルス等 感染症の可能性がある場合)
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床促進に配慮します。 ・ 朝夕の着替えに配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれますよう援助します。 ・ シーツは週1回(状況に応じて適時交換)交換します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、利用者及び家族からの相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行ないます。 (相談窓口)当施設の生活相談員 松村
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、介護に必要な設備・福祉用具を準備します。また必要な教養娯楽設備についても整えています。施設ではレクリエーション・行事を積極的に行ない「生きがい」のある施設づくりを目指します。 ・ 主なレクリエーション・行事 余暇活動（料理、音楽等） その他、季節折々の行事を年間通して計画し実施します。 <p>※感染症の流行状況により実施できないことがあります。</p>

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
在宅医療管理	<ul style="list-style-type: none">在宅医療管理は、ご利用者の主治医の指示に従ってください。対応が可能かご利用前に当施設にご確認ください。
日常生活用品の購入代行	<ul style="list-style-type: none">利用者ご本人が日常生活で使用される物の購入については原則、ご家族にお願いをしています。但し、理由があり利用者及びご家族による物品購入が困難である場合は、施設で購入代行を行ないます。
賠償責任保険加入の取り扱い	<p>賠償責任保険への加入 賠償責任保険(東京海上日動火災保険株式会社)</p> <p>(1)保険内容 この保険は、施設が保険契約者となり、利用者の方(被保険者・保険金受取人)が施設内で事故等により傷害を負った(又は死亡した)場合、一定額の保険金が入居者の方に支払われるというものです (注1) <u>全ての傷害及び死亡について保険金が支払われるわけではありません。保険約款に基づき支払われない場合もあります。</u></p> <p>(2)保険金の支払い この保険の保険料については全額施設が負担し、利用者の方に保険料の負担はありません。</p>

8、利用料(※利用料金表別紙)

(1)法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	・ 介護報酬の告示上の額の1割 (一定以上所得者の場合は2割・3割)
法定受領できない場合	・ 介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

(2)法定給付外

区 分	利 用 料
介護保険給付以外の各種サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活用品 日常生活に要する費用で、衣類、履物、洗面用具等ご本人に負担をしていただくことが適当であるものについてはご負担をお願いします。 ・ 理美容費 専門業者の出張サービスが行われます。月2回 (カット 1,600 円・毛染め 5,500 円)

(3)入居者の選定により提供するもの

区 分	内 容
日常生活に要する費用で本人に負担していただくことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活用品 日常生活に要する費用で、衣類、履物、洗面用具、嗜好品等、ご本人に負担していただくことが適当であるものについては負担をお願いいたします。 ・ 理美容費 専門業者の出張サービスが行われます。 (カット 1,600 円・毛染めコース 5,500 円)

(4)食費及び居住費

食費及び居住費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食費 1 日当たり 1,850 円 (食費内訳 朝食:450 円 昼食:700 円 夕食:700 円) ・ 従来型個室1,231円 (空床利用 多床室 915円) ただし、それぞれについて負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている費用額とします。
---------	---

※利用料については別紙友愛園料金表にて説明いたします。

9、送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域	・通常の送迎の実施地域は周南市とする。
------------	---------------------

10、苦情受付について

苦情解決窓口	苦情解決責任者	施設長 田中 竜太 TEL 0834-88-2208
	苦情解決担当者	生活相談員 松村 千春、永野秀幸
	第3者委員会	・岸村 敬士 連絡先 0834-88-0050 住 所 周南市須々万本郷 628 ・中山 良夫 連絡先 0834-25-1870 住 所 周南市大字櫛ヶ浜 528-11

※当施設以外の苦情受付機関

○周南市役所 高齢者支援課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地〔 TEL 0834-22-8467 〕

○下松市役所 介護保険係

〒744-8585 下松市大手町3丁目3-3〔 TEL 0833-45-1831 〕

○光市役所 介護保険係

〒743-0011 光市光井2丁目2番1号〔 TEL 0833-74-3003 〕

○山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

〒753-8520 山口県山口市朝田1980-7〔 TEL 083-995-1010 〕

11、協力医療機関

医療機関の名称	周南高原病院
院長名	松森 幸夫
所在地	周南市大字須々万本郷29-1
電話番号	0834-88-0391
診療科	内科・整形外科・リハビリテーション科
入院設備	有
契約の概要	(1) 週2回来園し、入居者の診察にあたる (2) 入居者の急変時の対応 (3) 入院を要する入居者への入院処置 (4) 入居者の健康管理

12、緊急時・事故発生時の対応

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故が発生した場合には。家族及び市町村に事故の発生の日時・事故の状況を速やかに報告するとともに、必要な措置を行います。又事故の原因を解明し、事故の再発防止のために対策を講じます。 ・ 必要に応じて救急車の要請、病院への搬送などの対応を行います。
報告及び記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族へ事故の状況によって、直ちに連絡し発生状況を報告します。又、場合によっては必要な対応をお願いすることがあります。 ・ 県市町村へ事故の状況を文書にて報告し、必要な指示を仰ぐことがあります。

13、身体拘束等の適正化の取り組み

<p>身体拘束防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設は原則、入居者に対する身体拘束やその他行動を制限する行為を行いません、ただし、入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。 身体拘束等の適正化のための委員会を設置し、定期的に研修を実施しています。
---------------	---

14、虐待防止のための措置

<p>虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設における虐待防止のため、対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その内容を施設職員に周知徹底します。 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための研修会を定期的に実施しています。 施設において万が一、虐待等(疑い含む)が発生した場合、通報義務を順守し速やかに通報先に報告するとともに事実確認を行います。
--------------	--

15、個人情報の保護

<p>個人情報の取扱</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。従業者が退職した後も同様とします。 個人情報保護法に則し、個人情報の利用目的を公表します。 業務上知り得た利用者・家族の個人情報は、施設でのサービス担当者会議、協力医療機関、行政機関等に使用を限ります。
----------------	---

16、火災・非常災害時の対応

<p>非常時の対応</p>	<p>「特別養護老人ホーム友愛園 防災計画」による</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災・非常災害時においては、入居者の安全を第一とし迅速適切な対応に努めます。 火災・非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難訓練、そのた必要な訓練を実施します。
<p>訓練及び防災設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年2回(夜間想定1回)避難訓練を入居者と共に実施 年1回 防災訓練を実施 防災設備は、全て法律に適合しています。(毎年検査)

17、施設ご利用の際の留意事項

来園・面会等	<ul style="list-style-type: none">・ 面会時間は 9:00～17:00 です。・ 面会時、面会簿に記入してください。 ※感染症の流行等により面会制限を実施することがあります。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none">・ 施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none">・ 当施設は原則敷地内禁煙となっています。飲酒については事前にご相談ください。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none">・ 騒音等他の入居者の迷惑となるような行為はご遠慮願います。又むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないで下さい
所持品等(現金)	<ul style="list-style-type: none">・ 自己管理されている金品につきましては、管理に責任がもてません
宗教・政治活動	<ul style="list-style-type: none">・ 施設内での宗教・政治活動はご遠慮ください
動物飼育	<ul style="list-style-type: none">・ 施設内へのペットの持ち込みはお断りします

18、業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

19、職場におけるハラスメントの防止

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

- 1、私は、本書面に基づいて職員()から「重要事項説明書」の説明をうけ、サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。
- 2、私は、重要事項説明書にて個人情報の取扱いに関する説明をうけ、私及び家族の個人情報がサービス担当者会議等で使用されることについて、同意いたします。

年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名 印

入居者家族

住 所

氏 名 印

(介護予防)短期入所生活介護サービス利用契約書

甲（利用者） _____ と、乙（事業者） 特別養護老人ホーム友愛園 は、
乙（事業者）が甲（利用者）に対しておこなう、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護を利用するにあたり、サービス利用契約を締結します。

記

(契約の期間)

第1条 本契約の期間は、要介護認定の有効期間とします。
前項の契約期間満了の7日前までに、利用者から更新拒否の申し出がない場合、本契約は自動継続となり、以後も同様となります。

(短期入所生活介護計画の作成・変更)

第2条 事業者は、利用者が相当期間以上入居する場合は、利用者の心身の状況、本人の希望を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。
事業者は、短期入所生活介護計画を作成または心身の状況が変わり変更した時は、利用者及び利用者家族に対し、その内容を説明し、同意を得ます。

(身体的拘束)

第3条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き利用者に対して身体的拘束等をいたしません。
事業所が緊急やむを得ず身体的拘束をする場合は、利用者、家族等に対し拘束の根拠、内容、期間等について説明し同意を受けることとする。

(利用料)

第4条 利用者は、事業所に対し短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護に要した所定の利用料を後日、支払います。
※サービス利用の翌月10日前後に請求書兼領収書をお送り致します。
※事業者は、利用者等から利用料の支払いを受けた時は、領収書を発行します。

(契約の終了)

第5条 要介護認定更新において利用者が自立と認定された時、利用者が死亡したとき。

(利用者の解除権)

第6条 利用者は、一週間の予告期間をもって届け出、この契約を解除することが出来ます。

(事業者の解除権)

第7条 事業者は利用者が次の各号に該当する場合は、3週間の予告期間をもってこの契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者が正当な理由も無く、利用料等を事業所に3ヶ月以上滞納したとき
- ② 利用者の行動が、他の利用者の生命・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、又、重大な自傷行為、自殺のおそれが極めて大きく、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと判断したとき。

(機密の保持)

第8条 事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を保持します。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、介護サービスの提供中に利用者の病状の急変、又はその他の事由が発生した場合は、速やかに主治医、又は事業者の協力病院と連絡をとり、救急の措置が受けられるようにします。但し、主治医が協力病院でなく、夜間救急対応が出来ない場合は協力病院で救急の措置をいたします。その場合、協力病院で事前に受診いたします。

(契約に定めない事項)

第10条 この契約に定めない事項について疑義が生じた場合は、介護保険法その他諸法令の定める所を尊重し、利用者等との間で協議の上、誠意をもって解決するものとします。

本契約を証するため、甲・乙はそれぞれ署名又は記名押印の上、各自1通を保有します。

年 月 日

(甲 利用者)私は、以上の契約について説明を受け、内容を理解し、本契約を締結します。

住 所

氏 名 印

(ご 家 族)

住 所

氏 名 印 続 柄 _____

(乙 事業所)

所 在 地 山口県周南市大字須々万本郷28-1

名 称 社会福祉法人緑山会 特別養護老人ホーム友愛園

代 表 者 理事長 齋藤 淳

(新規契約用)

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

「重要事項説明書」

当施設は介護保険の指定を受けています
(事業者番号 3570500284 号)

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

〔 目次 〕	
1、	事業者 2
2、	ご利用施設 2
3、	目的・運営の方針 2
4、	施設の概要 3
5、	職員体制 3
6、	職員の勤務時間 4
7、	施設サービスの概要 4、5、6
8、	利用料 7
9、	送迎の実施地域 7
10、	苦情の申し立て先 8
11、	協力医療機関 8
12、	緊急時、事故発生時の対応 8
13、	身体拘束等の適正化取り組み 9
14、	虐待防止のための措置 9
15、	個人情報の保護 9
16、	火災、非常災害時の対応策 9
17、	施設ご利用の際の留意事項 10
18、	業務継続計画の策定 10
19、	職場におけるハラスメントの防止 10